

本校におけるいじめ対応について（法を踏まえた認知と解決に向けた指導）

～ 子どもの生命及び安全の確保は、何事にも優先されなければならない ～

盛岡市立渋民中学校 校長 高橋浩幸

国が2013年に「いじめ防止対策推進法」（一部改訂2017年）を作り、いじめを苦しめた子どもの自死を防ぐための指導指針を広く世に示しました。しかし、残念なことに、法が制定されて以降も、いじめを苦しめた子どもの自死報道が後を絶ちません。

その行為が**いじめか、いじめでないかの判断は、個人の主観や経験値等で決まるものではなく、法に示された定義によって決まります**（①子ども同士、②一定の人間関係、③心理的又は物理的な影響を与える行為、④心身の苦痛）。いじめを認知できない、認知したのに指導しない、上司への報告を怠る等の行為は、子どもの生命・安全を危険に晒すものであり、処分の対象となります。

1 いじめの問題に対する校長の方針

いじめ問題の解決には、生徒に対し、いじめを絶対に許さないという意識と態度を育てる指導が大切であることは言うまでもない。しかしながら、**中学生という発達段階を考えた時、人間形成の途上にある彼らが、学校の内外で何らかの人間関係上のトラブルを生じることが決して珍しいことではなく、**また、そのトラブルの多くは、国が示す「いじめの定義」に照らし合わせた時、いじめとして認知されるケースに該当する（「いじめ防止対策推進法」2013、「一部改訂」2017）。

したがって、学校におけるいじめの指導で大切にされるべきことは、トラブルを未然に防ぐことよりも、**起きてしまったトラブルを、生徒の心を耕す生きた教材として活用すること**であり、そのトラブルを、生徒達自身の手で解決していけるよう練習させることである。

学校は、生徒の「人間関係づくりの練習の場」であり、生徒は、年齢や発達段階に応じた「人間関係づくりの方法や態度」を獲得する必要がある。本校では、いじめの認知件数の多寡にのみ目を奪われることなく、1つ1つの事案と丁寧に向き合い、解決に向けて粘り強く取り組むことを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法」2013）。

3 いじめの認知と解決

上記の定義に則り、積極的にいじめの認知を行えば、おそらく教師が認知する校内外でのいじめの件数は、一日あたり相当数にのぼることが予想される。そこで本校では、いじめを程度に応じて5段階に分類し、組織的な掌握と指導を行うことで**「認知もれ」がないよう取り組む**こととする。

＜渋民中学校におけるいじめの認知と指導のためのガイドライン（2020.高橋）＞

程度	いじめの態様	上司報告	保護者連絡 (加害・被害の双方へ)	市教委報告 (市教委指定の様式で)
レベル1	教師の介入なく解決した比較的軽微な事案	不要		
レベル2	教師の介入なく解決したが、気になる事案	要		
レベル3	教師の介入で、比較的容易に解決した事案	要	認知（指導）した日に連絡	認知から7日以内に報告
レベル4	教師の介入でも容易に解決しなかった事案	要	認知（指導）した日に連絡	認知から7日以内に報告
レベル5	自死、重大障害、精神疾患、高額金品被害	要	校内委員会を立ち上げ、市教委と連携、校長指揮下で対応	

4 解決指導後の「解消」に向けた見守り

平成29年3月14日に改定された国の「いじめ防止のための基本的な方針」の中で、**いじめは、謝罪をもって安易に解消とすることはできないことが示され、**解消の要件として、①行為が止んでいる状態が3カ月継続、②被害生徒が心身の苦痛を感じていない、の2点が示された。これを受けて本校でも、発生から3カ月未満の事案については、「一応の解決は図られたものの、解消までは至っていない」という認識を持ち、解決指導後も継続して加害・被害の双方の生徒を慎重に見守ることとする。

II いじめの早期解決に向けた土台づくりの取組

1 教職員による指導

先に述べたとおり、本校では、積極的な認知によりいじめ行為をきちんと把握し、その問題が生徒自身の手によって解決されるよう支援する。すなわち、日常の指導においては、学級が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」を念頭に置いた指導に取り組む。

2 生徒に培う力とその取組

自分も他人も、ともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解させるとともに、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。また、学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 いじめの早期解決のための組織・校内体制

いじめの早期解決に向け、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該生徒（加害・被害双方）の担任で構成される「いじめ対応校内委員会」を設置する。本委員会は、いじめ対応基本方針の策定及び年間指導計画の作成を行うほか、いじめに関わる研修会の企画・立案や、いじめアンケート（年3回5・9・2月）及び教育相談の実施と結果報告を行う際の主体となる。年2回（4月＝方針確認、2月＝年度のまとめ）の通常開催のほか、いじめ発生時には緊急に開催し、事態の収束まで対応する。

4 家庭・地域との連携

学校いじめ対応基本方針を、PTA総会、授業参観、地区懇談会等の場で説明し、周知を図る。

5 教職員研修

全国の様々な事例をもとに、いじめ問題に関わる校内研修を行う（年2回7・12月）。

III いじめ早期発見のための取組

1 日常の観察と情報交換

日頃から子どもが安心して通学できる学校づくりを念頭に置き、子どものわずかな変化も見逃さない観察眼（高感度のアンテナ）を持って生徒と向き合うとともに、教職員間の情報交換も大切にする。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめアンケート調査を学期に1回（5・9・2月）実施するとともに、それと連動させる形で教育相談週間を位置付け、情報収集に努める。巡回型スクールカウンセラーとの情報交換も大切にする。

IV いじめ早期解決のための取組

1 積極的認知と早期解決

先に述べたとおり、子ども同士のトラブルのほとんどが、現在の法律の下ではいじめに該当することから、教師が積極的にいじめを認知するとともに、早期解決に向けて必要な支援（指導）を行う。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

先に述べたとおり、レベルに応じて迅速に対応する。発見者 → 生徒指導主事 という流れで情報収集窓口を一元化する。生徒指導主事は、もたらされた情報が「重大事態」に当たると判断した場合は、速やかに副校長と相談のうえ、校内委員会の開催に向けた段取りを行う（関係者へ連絡）。

3 いじめが起きた集団への対応

いじめを「自分事」として捉えさせ、互いを尊重し認めあう人間関係を構築できるよう支援する。

4 ネットいじめへの対応

SNS等によるいじめについては、被害児童が知らない（心身の苦痛を感じていない）ケースがあるが、現法律の下では、これもいじめに該当するので、情報モラルも含め、通常がいじめと同様に指導する。

V 重大事態への対処

いじめによって生徒に、自死、重大な障がい、金品等の重大な被害、精神性の疾患、相当期間の欠席等が生じた場合は、直ちに校内委員会を立ち上げ、校長の指揮の下、市教委の指示を仰ぎながら、適切かつ真摯に事故後の対応に当たる。

＜盛岡市立浜民中学校 いじめ対応校内委員会 組織図＞

